

## 憲法あれこれ 3

一橋大学名誉教授 浜林 正夫

### 小泉首相が 平和憲法を遵守する？

8月6日、広島原爆慰霊の集会に出席した小泉首相が、慰霊の言葉の中で、平和憲法を遵守しとのべたので、びつくりしました。しかし、詭弁の達人の小泉さんですから「憲法を変えても平和憲法だ」と言うかもしれません。

たしかに、8月1日に発表された自民党の「新憲法第一次案」では、「平和主義の理念を崇高なものとして認め、国際平和を誠実に希求

する平和国家として……この理念を将来にわたり堅持する」と書いてあります。そして「戦争その他武力の行使又は武力による威嚇を永久に行わないこととする」とつづけていますから、憲法が変わってもやはり平和憲法なのだと思う人もいます。

否認は、自民党案では全部なくなっています。もっとも、この「第一次案」には前文がありませんが、これはからつけられる前文で「平和的生存権」が出てくる可能性はゼロに近いでしょう。戦力については、はつきりと「自衛軍を保持する」と書いてあります。戦争放棄の代わりに、戦争は「永久に行わない」となりました。どちらでも同じような気もしますが、戦争放棄という言葉が嫌われたようです。

現在の憲法が制定されたときに、神奈川県社会教育課は「戦を捨てた日本は日本晴れ」というポスターを張り出したそうですが、戦争を放棄したときのあの晴れ晴れとした気分がよくあらわれています。「永久に行わない」という表現には、あの晴れ晴れとした気分も平和への決意も感じられません。

集団的自衛権という言葉はなくなりましたが、現在でも政府の解釈は「集団的自衛権はあるけれども行使しない」ということですから、政府解釈を少し変えれば同盟国アメリカの戦争に参加することは可能になります。小泉さんの遵守する平和憲法は「平和を口実として戦争する」憲法のようなものです。